

●採水地点、検査項目、採水頻度及びその理由

(1) 採水地点

水道法施行規則に基づく採水地点の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに1地点以上選定する。ただし、1つの配水系統において、検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が、水質基準に適合するかどうか判断できる場合は除くことができるとされています。

以上を基に、下記のとおり9ヶ所の採水地点を選定しています。

上水道	小湊浄水場 ・ 口広 ・ 東滝 ・ 浦田 ・ 茂浦
	童子 ・ 狩場沢 ・ 土屋 ・ 浪打

(2) 水質検査項目及び採水頻度その理由

検査項目・浄水 (別添2)

① 1ヶ月に1回行う検査項目(9項目)

法令に定められた項目であり、省略できない項目です。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度

② 3ヶ月に1回行う検査項目(14項目)

法令に定められた項目であり、省略できない項目です。

亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

③ 3年に1回行う検査項目(28項目)

法令等で検査頻度(3ヶ月に1回以上)が定められているが、過去の検査結果状況等を考慮した場合、3年に1回まで、緩和できる項目です。

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類

④ 1 日 1 回行う項目及び検査場所

項 目	基 準 値	項目検査頻度
色	異常でないこと	毎 日
濁 り	異常でないこと	毎 日
消毒の残留効果 (遊離残留塩素)	0.1mg/l以上	毎 日

検査場所（9箇所）（給水栓）

- ・小湊浄水場 ・口広 ・東滝 ・浦田 ・茂浦
- ・童子 ・狩場沢 ・土屋 ・浪打

検査項目・原水 （別添2）

①法令に基づく水質基準 39 項目については水源ごとに年 1 回実施します。

②指標菌及びクリプトスポリジウム等については、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、各水源ごとにレベル付けをし、検査を実施します。

③PFOS 及び PFOA については、水質基準項目ではありませんが、国は基準化に向けて動いていること及び昨今の情勢を鑑みて水源ごとに年 1 回実施します。

（3）採水地点別の検査頻度

月別検査計画一覧 （別添3）

上水道検査頻度その理由 （表1～9）